

白鷗大学鷗友会準会員表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、スポーツ、文化及び学術等の振興に努め、優れた成績等を取めた団体又は個人に対して、その功績をたたえ支援することを目的とする。

(対 象)

第2条 支援の対象は、準会員が所属する白鷗大学学友会団体（以下、「団体」とする）又は準会員（以下、「個人」とする）とする。

(基 準)

第3条 支援の基準は別に定める。

(申 請)

第4条 支援を希望する団体又は個人は、書面をもって事務局へ申請するものとする。

(件 数)

第5条 同一年度内に、同一人が複数回の支援を受けることは出来ない。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りでない。

(取材協力)

第6条 取材協力は別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

(準 拠)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会が定める。

附 則 この規程は、令和7年7月12日から施行する。